

「ねんきんネットサーバ設備等のリース及び保守業務等(令和5年11月～令和11年2月)」

令和5年5月

日本年金機構  
システム企画部  
システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 4頁	第1章 調達案件の概要に関する事項 1.6.1 契約期間 (2) 設計及び環境構築等業務	質問	「設計及び環境構築等業務に係る期間は、履行開始日から令和7年1月5日までとする」とありますが、1.7作業スケジュールの(4)本番稼働日は令和7年1月14日とあり、1週間の空白期間があります。どちらかが誤りかと思しますので見直しをお願いします。	本番稼働日は、令和7年1月14日が正となります。 スケジュールについては修正し、本公示にて提示します。
2	調達仕様書 4頁	第1章 調達案件の概要に関する事項 1.6.2 契約延長	質問	「サーバ等機器は、本契約期間以降に継続して使用する必要があるため、契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定すること。」との記載がございますが、延長後の契約満了期間までの製品保守について初期導入した製品のみでは製品保守が受けられない場合については、再度製品購入を行う必要があると認識しています。これら製品購入費についても、本受託業者の費用負担のもと行うものという理解で宜しいでしょうか。	原則として、調達仕様書「1.6.2 契約延長」に記載のとおり、契約延長を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定願います。 また、要件定義書「4.15.2(3) 保守業務の内容(iii)」に記載のとおり、受託事業者の負担と責任において、後続製品への切替又はバージョンアップ対応を実施願います。
3	調達仕様書 4頁	第1章 調達案件の概要に関する事項 1.6.2 契約延長	要望	「延長契約時に、ハードウェア保守について、同等のサービスを提供することが困難な場合は、機構と協議の上対応を検討すること。」と示されていますが、「同等のサービスを提供することが困難な場合」は市販ソフトウェアも同様の影響を受けるため、同様に協議の対象となる認識で相違ないでしょうか？	市販ソフトウェアについては、調達仕様書「1.6.2 契約延長(1)」に記載のとおり、同等のサービスを本契約の月額と同額又はそれ以下で提供願います。
4	調達仕様書 6頁	第1章 調達案件の概要に関する事項 1.6.3 留意事項	質問	「(2)買取機器に係る経費は、「初期動作確認結果報告書」の検査完了後に支払う」とありますが、機構様に使用許諾権が帰属できる形態で納品する市販ソフトウェアは、「買取機器」と同様に支払い対象になるのでしょうか。	市販ソフトウェアについては、調達仕様書「1.6.3 留意事項(3)」に記載のとおり、「稼働実績報告書」の検査完了後に月次にて支払います。
5	調達仕様書 8頁	第1章 調達案件の概要に関する事項 1.7 作業スケジュール 図1.7.1 全体概要スケジュール	要望	調達仕様書「4.2.4 履行期限」に、「(2) システム開発等事業者への環境引き渡し期限:令和6年4月1日 「4.1.1(1)④(ii)環境構築」及び「4.1.1(1)④(iii)テスト」のうち基盤単体テストまでを完了していること。」との記載がございますが、調達仕様書P8「図1.7.1」にはその旨の記載がございません。 本箇所についても、システム開発業者への環境引渡し期限を明記いただくようお願いいたします。	ご要望を踏まえ、システム開発等事業者への環境引渡し期限を明記し、本公示にて提示します。
6	調達仕様書 21頁	第4章 作業の実施内容に関する事項 4.2.2 情報システムの経費区分	要望	「なお、年間のハードウェア保守料は、ハードウェアの標準価格に対して、10%以下とすること。」とありますが、パトランプのように標準価格が小さい製品によっては保守料が10%以上になるケースがあります。"原則10%以下とする"等協議の余地を残した記載への見直しをお願いいたします。	調達仕様書「4.2.2 情報システムの経費区分」に記載のとおり、ハードウェア保守料については、ハードウェア標準価格に対して年間保守料の割合が、10%以下になる製品を選定し提案願います。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
7	調達仕様書 23頁	第4章 作業の実施内容に関する事項 4.2.3 納品方法 (2)	要望	「成果物は紙媒体又は電磁的記録媒体（CD-R等や機構が用意するセキュアUSB）により作成し、機構から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体を1部ずつ納品すること。」とありますが、政府のペーパレス化推進の流れを鑑み、本調達の納品も紙納品を廃止することをご提案します。	調達仕様書「4.2.3 納品方法 (2) ①」に記載のとおり、紙媒体での納入にあたり多大な印刷量が見込まれる成果物については、その全部又は一部につき電子媒体のみの納入を可とします。 なお、当該措置の対象となる成果物については、機構と協議を行うこととします。
8	調達仕様書 24頁	第4章 作業の実施内容に関する事項 4.2.4 履行期限	質問	本受託業者が製品導入・保守を行う対象システムである「ねんきんネット」については、日本年金機構様から国民向けに様々な情報およびサービスを提供をする役割を担う重要なシステムであるため、本受託業者の役務に遅延等が生じた場合、致命的な影響を与えるものと認識しております。また本システムのシステム更改にあたっては、本受託業者が引き渡した環境に対しシステム開発業者が後続の環境構築、試験等を行うものであるため、本受託業者は履行期限に記載の期日までにシステム開発業者へ確実に環境引渡しを行い、システム開発業者による環境構築および試験等の期間確保に影響を与えないことが求められているとの認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、本受託者はシステム更改にあたり履行期限に記載の期日までに必要な役務を実施して頂きます。
9	調達仕様書 44頁	第11章 その他特記事項 11.1.4 受託事業者の能力を活かした自由な提案	要望	作業を効率化するツールであるRed Hat Ansible（構成管理ソフトウェア）が導入される認識です。Ansibleは、設定管理、アプリケーションデプロイメント、プロビジョニング、セキュリティの自動化など、多岐にわたる用途に使用できます。本更改の際にAnsibleをより広い範囲で有効活用を検討いただきたいと思います。また、自動化の範囲を抽出するためのサービスを活用することで、適用範囲を効率的に拡大することができ、さらに手作業によるコストを削減することもできます。必要に応じて、支援業者の採用も検討いただけますようお願いいたします。	機構にとって有益と考える施策については、事業者の能力を活かした自由な提案項目を活用し提案願います。
10	調達仕様書 頁47	第12章 附属文書 12.4 応札希望者が閲覧できる資料一覧表	要望	納品成果物指定フォーマットが閲覧対象とありますが、製品の設計書は製品ベンダ指定の設計書でないと構築が難しいものがあります。こうしたものはベンダ指定の設計書での納品も認めていただけるようお願いいたします。	原則として、受託事業者が作成する納品成果物については、機構が提供する納品成果物指定フォーマットに従って作成願います。 なお、納品成果物指定フォーマットの設計書で作成することにより構築に著しく影響がある場合は、機構と協議を行うこととします。
11	要件定義書 26頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 (2) プリンタに係る前提条件	質問	調達するプリンタはモノクロプリンタと記載がありますが、プリンタに係る前提条件には「カラー印刷10,000頁以上の印刷に必要な数量を添付すること」との記載があり矛盾があると思われます。記載の見直しをお願いします。	プリンタの要求仕様を見直し、本公示にて提示します。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
12	要件定義書 26頁,27頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.1 共通用VMサーバ 要求仕様 表 4.11.3.3 Windows用VMサーバ 要求仕様	提案	<p>項番2のCPU動作周波数要件について、最新Intel Xeon CPUラインアップを考慮した内容へ見直していただくことをお勧めします。</p> <p>例：CPUの動作周波数が2.0GHz以上であること</p> <p><b>【意見等提出理由】</b> 最新のIntel Xeon CPUは、1.8GHz～2.1GHzのモデルをメインにリリースされており、それ以上の動作周波数のモデルは選択しが非常に少なく、かつ価格も割高になっております。</p> <p>汎用の仮想マシンホスト用途と見受けられますので、コストや調達の安定性の観点でも、CPUラインアップの充実度を意識した値に見直すことをおすすめします。</p> <p>(補足) 近年Intel製のCPUは動作周波数向上よりもコア数増加を性能向上要素として充実させており、さらに最新モデルより各種組み込み式アクセラレータを実装することで性能向上を図っております。そのため上記範囲より高い動作周波数を要件指定されますと限られた且つ高額なCPUでのご提案となるリスクがあり、コストが過剰に増大するリスクが存在します。</p>	ご提案を踏まえ、サーバの処理性能に係る要求仕様を見直し、本公示にて提示します。
13	要件定義書 27頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.2 DB用VMサーバ 要求仕様	提案	<p>項番2のCPUコア数、スレッド数要件について、最新Intel CPUのラインナップを考慮した内容へ見直していただくことをおすすめします。</p> <p>例：合計8コア以上かつ16スレッド以上のマルチスレッド機能を有すること。ソケット数は問わない。</p> <p><b>【意見等提出理由】</b> 最新のIntel Xeon CPUは、8コアよりも少ないコアのモデルが存在しません。そのため要件を満たす最小である8コアでは提案不能となります。</p>	項番12を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
14	要件定義書 28頁,29頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.4 Active Directoryサーバ 要求仕様 表 4.11.3.5 バックアップ管理サーバ 要求仕様	要望	<p>項番2のCPUコア数及び数量要件について、以下の様に変更頂けますようお願いいたします。</p> <p>2CPU(コア数/CPU:8以上)であること</p> <p>【意見等提出理由】 最新のIntel Xeon CPUは、8コアよりも少ないコアのモデルが存在しません。かつ低コストで2CPU構成が可能な主力モデルは12コア以上となっております。 そのため要件を満たす4コア/CPUでは提案不能です。</p> <p>一般的に低コストの主力モデルCPUが採用されるADサーバ用途と見受けられますので、コストや調達の安定性の観点でも、CPUラインナップの充実度を意識した値に見直すことをおすすめします。</p>	項番12を参照願います。
15	要件定義書 26頁,27頁,28 頁,29頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 (3) 本番環境/稼働維持環境の要件 ①サーバ (i) 共通用VMサーバ (ii) DB用VMサーバ (iii) Windows用VMサーバ (iv) Active Directoryサーバ (v) バックアップ管理サーバ	要望	外部記憶装置のDVD-ROM対応ドライブについては「(外付け可)」の文言を追加いただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、サーバに搭載する外部記憶装置(DVD-ROM対応ドライブ)の要求仕様を見直し、本公示にて提示します。
16	要件定義書 31頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 (3) 本番環境/稼働維持環境の要件 ②サーバ周辺装置 (iv) LTOライブラリ装置	質問	<p>仮想テープ装置を採用する場合、マシン室・遠隔地でそれぞれ仮想テープ装置が必要となる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、マシン室 - 遠隔地間を繋ぐ回線については既存で使用可能なものがございますでしょうか。</p>	本システムの運用では、本番環境のバックアップデータをLTO媒体に排出し、遠隔地に運搬・保管するため、LTOライブラリ装置はサーバ設置拠点のみに設置し、遠隔地には設置しない予定です。 そのため、マシン室と遠隔地間を繋ぐ回線を利用したバックアップデータの保管運用は対応不要となります。
17	要件定義書 32頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.3 ハードウェア要件 (3) 本番環境/稼働維持環境の要件 ③ネットワーク機器 (i) 基幹ユニファイドスイッチ	要望	<p>システム全体構成を拝見すると、当該機器の要件についてはレイヤ3スイッチ(イーサネット)とメディアコンバータの組合せによる対応も可能ではないかと考えております。</p> <p>現状ですと提案可能な機器がCisco社Nexusスイッチ等限られてくるため、レイヤ3スイッチ(イーサネット)による提案も可能としていただけないでしょうか。</p>	ご提案を踏まえ、ネットワーク機器の要求仕様について見直し、本公示にて提示します。
18	要件定義書 43頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.5 ソフトウェア要件 (1) 前提条件 ⑩	要望	<p>「サーバーに搭載するVM Ware製品は、同社正規品を納入すること。ハードウェアバンドル版OEMではないこと」よりオープンソースソフトウェアの企業版であるRed Hat Enterprise Linux OSについても「サーバーに搭載するRed Hat製品は、同社正規品を納入すること。ハードウェアバンドル版OEM版ではないこと」を追加していただけますようお願いいたします。</p> <p>Red Hat Enterprise Linux OSの提供元から直接サポートを提供することでより迅速で効率的なサポート対応が可能となるためです。</p>	ご要望を踏まえ、ソフトウェア要件に係る前提条件について検討し、本公示にて提示します。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
19	要件定義書 64頁	第4章 非機能要件の定義 4.11.9 設計及び構築要件 表 4.11.9.1設計に係る要件	質問	環境設計および環境構築にかかる役務分担において仮想化基盤ソフトウェア、仮想化基盤管理ソフトウェアは本受託者が主たる作業者となっております。 上記ソフトウェアについてシステム開発等事業者との分担として、要件定義までをシステム開発等事業者が実施し、実装の検討、パラメータ設計、構築、試験が本受託者の分担という認識で問題ないでしょうか。	本受託者は、要件定義書「4.11.9(2) 詳細設計に係る要件」に記載のとおり、システム開発等事業者が作成した基本設計書に基づき、仮想化基盤ソフトウェア、仮想化基盤管理ソフトウェアに係る実装の検討、詳細設計書の作成、パラメータ設計、構築及び試験等の役務を実施願います。
20	—	—	質問	昨今発生している世界各地での情勢不安等は現時点でも継続しているため、受託当時に見込んでいた事情の変更が発生した際には仕様書にて定められた期日までに機器の部材確保が困難となる等、受託業者の責の範囲ではない不可抗力による、納期遅延が発生する可能性がありますと考えております。 このように、受託時に想定していた事情に変更が発生したことによる役務不履行については、受託業者から日本年金機構様への事情の説明の上、本案件にかかる契約内容の変更を認めていただくと共に、追加で何らかの対応が発生した際には、対応方法について協議させていただけるという認識で宜しいでしょうか。	入札の時点において、仕様書記載の期限が遵守できることを求めています。当該時期以降の著しい事情の変更により、納期の遵守が困難となった場合は、機構と協議を行うこととします。
21	—	—	質問	契約締結後、受託時に見込めず、受託者に責のない追加費用（物価上昇、為替変動等を理由とした標準価格の変動、製品製造元都合での費用見直し等）が発生した場合、機構様と受託者との間で協議させていただけるという認識で宜しいでしょうか。	「要件を満たすサプライチェーンとの契約の締結」等の対応を行ってもなお、天変地異等の受託事業者の責に抛らない著しい事情の変更があった場合は、機構と協議を行うこととします。